

37. (Gno.89) 地理的表示制度の基礎理論に関する研究

代表：佐藤 恵太

2021/02/19 (承認) 2021年度 (開始)

【研究の目的】

地理的表示は、同一品質のプロダクトであることが前提なので、当該域内の品質競争を事実上止めてしまう。この見過ごされがちな点の影響評価と、工業製品に関して登録を認めるとすれば採用されるべき条件（登録要件）を掘り下げて検討し、望ましい制度設計の提案を目指す。

【研究活動及び成果】

総括

八丁味噌の地理的表示に関する裁判事例の分析を中心に行った。次年度に、一応の成果を公表する。また、ベトナム法との比較を中心に、アジア各国の地理的表示関連法の分析を開始するに際して、研究打ち合わせを行った（2023年8月に2回）。

口頭発表

中央大学知的財産法研究会 「八丁味噌事例，今後の展開」2023年9月16日 報告者・佐藤 恵太